

③施設・職員間の連携について教えてください

県内養護施設職員会があり、施設長会指導の下に研修会が年間計画の中にあります。相互の連携は大変よく行われています。

4. 児童相談所との連携について

①措置変更についての事前打診の有無はどうですか

乳児院側から、2歳になる頃措置変更についての意見書を児相に提出します。それを見て措置会議に提出されるようです（それ以前に保護者の考えを聞いてから書類を作成します）。

②保護者との連絡等の役割分担はどのようにされていますか

毎月、子どもの発達や行事の通信文と、必ず写真を同封して送付します（担当職員の仕事です）。各種行事に招待します（今年のひな祭りには大人30名来客の予定です）。

③施設訪問についてはどのようにされていますか

移行が決定してから少なくとも3回は遊びに行きます。慣れにくい子はいっと回数が多く、一番遠い施設ではJR急行で片道2時間とその駅から8kmありますので、担当職員と一泊しています（相手の施設でも担当を前もって決めて、高級に当たっていても対応してくれます）。

5. 年齢枠をはずす条件について

①職員の面ではどのようにお考えですか

こちらでは2歳まで入所している状態ですが、年齢枠をどのようにするのか、意味がわかりません（弱い子は、2歳～3歳位まで児相許可で在園しています）。

②施設設備等についてはどうですか

敷地がないのでできませんが、もっと部屋数がほしいです。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性についてはどのようにお考えでしょうか

望ましいですが、独立した部屋、電話などが必要であり、園内改造や面積など、今はできません。

6. 他施設へ措置変更なされた事例及び同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例のなかから処遇困難ケースがありましたら、1～2お教え下さい

ありません。

・児童養護施設

1. 同一敷地内乳児院からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴を教えてください

親の希望、兄弟関係、地理的状況等を考慮

②退所後の動向について教えてください

園行事等へ参加呼びかけ。来園、電話等で様子をうかがう。

③保護者との関係について教えてください

毎月の園便りで、園の行事や子どもの様子を知らせます。電話、面接を通して保護者と話し合い、児童の将来に向けての動向を話し合うように努めている。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差異はありますか

県内乳児院は一施設のみです。

②処遇で配慮することがあれば教えてください

措置変更に際しては精神的な安定を重視。新しい環境への適応がスムーズに行なえるよう、措置変更前の交流が大切で、また細かな連絡も理解の上で助けとなる。児童と担当者との信頼関係が結ばれるためにも、一対一の関わりを大切にしている。

③措置元乳児院との連絡調整はどのようにされていますか

行事等への参加、ミニ里親的関わり。

3. 児童相談所との連携について

①措置変更について事前打診の有無はどうですか

あります

②保護者との連絡等の役割分担はどのようにされていますか

児童相談所、園との情報の交換。保護者との連絡は状況により、話し合っている。

③施設訪問についてはどのようにされていますか

施設訪問の依頼に快く応じて下さる。時々、子どもの様子を見に来られる。

4. 年齢枠をはずす条件について

①職員の面ではどのようにお考えですか

児童の成長面から、職員の再度学習、専門性を高めるための研修が求められる。

②施設設備等についてはどうですか

特になし

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性についてはどのようにお考えでしょうか

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください

特になし

6. 貴施設の特徴的な点があればお教えてください

児童一人ひとりが愛される存在であることを基に、自立援助を行なってゆく。

<法人 37>

・乳児院

1. 過去3年の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合を教えてください。

・措置変更 31人（全入所児50人）62%

②保護者や児童に特徴がありましたら教えてください。

・母子家庭（未婚の母も含む）

・精神障害

・生活苦（借金多い）

③平均在所日数は他の児童と比較して長いですか。

長い場合が多い

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提となっていますか

前提とはしていないが、ほとんどのケースがそうである。

3才くらいを目途に、保護者の希望等により面会に行きやすい家の近くの児童養護施設へ同法人の養護施設から措置変更する場合がある。（乳児院は県内に1か所なので当方より入所もある）

⑤引継の方法はどのようにされていますか（同一敷地内児童養護施設との引継、児童相談所との引継について教えてください）

措置変更の日程にあわせて日頃より担当保母と遊びに行ったり、昼間1人でグループの中に入れるようにしたり、徐々に慣れるようにしている。

ケース記録、本児の状況については主任と各児の担当者が新しい施設の主任と担当者に引き継いでいる。

児童相談所の立ちあい、関与はほとんどない。

慣れない場合は、書類上の変更変更しても、児童の状況を見ながら徐々に生活の場を移すようにしている。

⑥措置変更について保護者への説明方法はどのようにされていますか（どの機関施設が、どの時期に行っていますか）

当乳児院より直接保護者に伝える（基準年齢に達した場合）

2. 他施設に措置変更された児童について

①その理由について、保護者や児童の特徴を含めて教えてください。

・保護者が遠方に住み、面会、外泊等が困難な場合

・保護者と児とのつながり（面会等）が多く、今後の関係を良好に保てると考えられるケース。

②引継の方法はどのようにされていますか（該当児童養護施設との引継、児童相談所との引継について教えてください）

- ・入所よりの成長の記録すべてを主任、担当者が引率、同行して行き先の施設職員へ引き継ぐ。

- ・児童相談所、親（保護者）の立ち立ち会いがある、ケース内容については児童相談所より説明がある。

③措置変更について保護者への説明方法はどのようにされていますか（どの機関施設が、どの時期に行っていますか）

- ・保護者の意向を施設が聞き、児童相談所に伝える。保護者への説明は最終的には児童相談所が行う。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無についてはどうですか

- ・手紙、電話で相手施設に様子をたづねる。

- ・また、府内の行事等の時や施設を訪問して児の成長を確かめ、施設職員に直接話を聞く機会が多くある。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置変更された場合について

①その後の児童との関係（交流等）について教えてください

- ・日々の生活の中で自由に行き来している。時には夜間お泊まりとして前の担当者の当直の日等に乳児院に泊まることもある。

- ・行事もいっしょに行う。

②その後の保護者との関係について教えてください

- ・児童養護施設職員との関係が主となるが、面会などの時は乳児院の方へもあいさつに来られることが多い。

③施設・職員間の連携について教えてください

- ・必要な時はいつでも連絡をとりあっている。

- ・児童が必要に思う時は、乳児院の担当者がしっかり関わる。外出時も前の担当者と出かけたりすることも多い。

4. 児童相談所との連携について

①措置変更について事前打診の有無はどうですか

担当ケースワーカーより連絡がある。

②保護者との連絡等の役割分担はどのようにされていますか

多くの場合、施設と保護者が直接するが、あえて児童相談所へ連絡（外泊希望等）していただくようにしている。

家庭状況等の変化が生じた場合は、相談、依頼事も児童相談所より連絡をとってもらいより施設側から依頼する。（家庭訪問の以来もする）

③施設訪問についてはどのようにされていますか

各々のケースの中で依頼すれば訪問して下さいます。（発達検査 etc.）

5. 年齢枠をはずす条件について

①職員の面ではどのようにお考えですか

現在でも乳幼児ホームとしてやっていく方針でいるので、大いに賛成します。

児童養護施設も6才までの幼児専門なので、全く問題ありません。

職員は、同一敷地内の乳児保育所も含めて異動しているので、どの部門で子どもとかかわっても大丈夫です。すべて1つの施設と考えています。

②施設設備等についてはどうですか

0歳児の部屋の確保は、感染面のところで配慮が必要と思っています。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性についてはどのようにお考えでしょうか

子どもを預けっぱなしという家庭は少なく、多くのケースが家庭を支えていくこと、保護者の相談を受けていくことが必要になってきています。

6. 他施設へ措置変更がなされた事例及び同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例のなかから処遇困難ケースがありましたら、1～2お教えてください。

・児童養護施設

1. 同一敷地内乳児院からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴を教えてください

- ・母子家庭
- ・精神障害
- ・生活苦（借金 etc.）

②退所後の動向について教えてください

- ・母子家庭の場合は6才（就学時）での引き取りが多い
- ・父子家庭、精神障害の場合は他の児童養護施設へ措置変更します。
- ・養育里親へ依頼するケースもあります。

（幼児のみの施設のため）

施設退所後再び児童相談所のケースとして相談が継続したり、他の施設へ再入所する傾向が多いです。

③保護者との関係について教えてください

同一施設と考えていただき、スムーズに引き継いでいます。

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差違はありますか

ほとんどありません。

該当者ほとんどなし。

②処遇で配慮することがあれば教えてください

③措置元乳児院との連絡調整はどのようにされていますか

直接の措置変更はありませんが、一度保護者に引き取られ再入所して来られた場合、時々、前の乳児院へ成育について問い合わせることがあります。

3. 児童相談所との連携について

①措置変更について事前打診の有無はどうか

緊急な場合以外、担当ＣＷより事前の連絡があります。

②保護者との連絡等の役割分担はどのようにされていますか

ケース毎に担当ワーカーとの話をしています。児童相談所の近くに保護者が住んでいるとかは児童相談所に動いていただくことがあります。多くは施設が情報をつかみ、児童相談所へ報告、連絡し、必要に応じて保護者との再会等を依頼しています。

また、保護者へは常に担当ワーカーへ連絡を入れるようお願い（依頼）して、三者がかみあうようにしています。

③施設訪問についてはどのようにされていますか

- ・施設からの依頼によって訪問してもらったり、判定をしてもらいます。
- ・施設の所在する担当ワーカーは、ケースのことで常に出入りがありますが、直接子どもに会われることはないです。

4. 年齢枠をはずす条件について

①職員の面ではどのようにお考えですか

一貫性を担った処遇ができるのでよいと思います。

②施設設備等についてはどうですか

0才児も年長児と共に生活することは、感染症のこと、病気のこともあり難しいです。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性についてはどのようにお考えでしょうか

施設長、指導員、主任、担当保育士等各々の立場で行っていますが、必要とする家庭が増えており、体系的なかかわりをする上でも専門職を置く必要性を感じます。

乳児院からの措置変更については乳児院の家庭支援専門指導員に動いてもらっています。家庭を支援することで引き取れるケースも増えてくるとは思っています。

5. 他施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください。

特にありません。

6. 貴施設の特徴的な点があればお教えてください。

- ・2才～6才までの幼児専門の施設であること
- ・同一敷地内に乳児院、保育所もあり一体的に地域福祉に取り組んでいる。
- ・乳幼児ホームとしての構想の中に、施設の改築を考えていること。

1-2 同一法人、同一敷地内の乳児院・児童養護施設におけるヒアリング調査

ヒアリング項目

乳児院・児童養護施設ヒアリング項目

乳児院

- 1 過去3年の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について
実数および入所児童との割合
保護者や児童の特徴
平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか
長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変が前提か
引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継）
保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）
- 2 他施設（里親を含む）に措置変された児童について
その理由（保護者や児童の特徴を含む）
引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）
保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）
その後の児童や保護者との連絡訪問の有無
- 3 同一敷地内児童養護施設に措置された場合
その後の児童との関係（交流状況等）
その後の保護者との関係
施設・職員間の連携
- 4 児相との連携
事前打診の有無
保護者との連絡等の役割分担
施設訪問
- 5 年齢枠をはずす条件
職員
施設設備等
ファミリー・ソーシャルワークの可能性

6 他施設へ措置変更がなされた事例及び同一法人敷地内児童養護施設へ移行した事例のなかから処遇困難ケースを1～2お教えてください。

児童養護施設

- 1 同一敷地内からの措置変児童について
 - 保護者や児童の特長
 - 退所後（これは過去3年に限らない）の動向
 - 保護者との関係
 - 乳児院との交流状況
- 2 他の乳児院からの措置変児童について
 - 同一敷地内乳児院からの児童との差違
 - 処遇で配慮すること
 - 措置元乳児院との連絡調整
- 3 児相との連携
 - 事前打診の有無
 - 保護者との連絡等の役割分担
 - 施設訪問
- 4 年齢枠をはずす条件
 - 職員
 - 施設設備等
 - ファミリー・ソーシャルワークの可能性
- 5 他施設からの入所児童の事例で処遇困難事例を1～2お教えてください。

2-1 郵送調査結果（乳児院）

《乳児院入所措置について》

調査票送付施設数	76施設
返信数	56施設
返信数うち有効回答数	56施設

問1 乳児院措置に関して児童相談所にはどのような情報の提供を望みますか？（複数回答可）

- ①子どもの家庭状況 50件
- ②子どもの個性や特徴 39件
- ③措置決定の経緯も含めた今後の援助方針 53件

<その他の内容>

・医療的なもの

*虐待児等、病院経由であればドクターの所見やサマリー等。*入所児が出生してからの感染症に罹患した病名や症状、ケイレンひきつけの有無、予防接種状況、乳児検診受診状況等、また、主治医の紹介・健康診断の提供を望む。（注意：虐待児緊急入所でない限り）*病院からの受け入れに関しては、医療的資料が必要。*産院からの受け入れに関しては詳細な資料が必要。*子どもをとりまく環境（保育園、幼稚園、近所）で子どもの感染症（麻疹、水痘、流行性耳下腺炎等）が流行していないか。*母の妊娠中の感染症の検査結果*子どもの感染症に関する情報*保護者、対応について*家族、特に面会者となりうる人の性病、エイズといった感染症の罹患情報をできるだけ望みたい。*既往症等健康状態*健康状態*子どもの健康状況について詳しく知らせて頂きたい。

・子どもの心身の発達、子どもを取り巻く環境に関するもの

*子供の生活状況*子どもの個性や特徴*家族、特に母親の生活の背景や病歴*里親希望については早期内定と里親に関する情報*保育園入園希望者に関する情報*措置決定の経緯等、単なる事務的経緯という形式的に止まらず、児相が入所決定時、調査した全ての情報を迅速に、かつ適切に連絡通知することを望む。*虐待及び長期に要養護施設状態に置かれている乳児につき、その環境が乳児の心身の発達に及ぼす影響等に特に留意し、十分な調査・診断・判定等の資料を措置の時点で受け取れる様に、遅くならない様、親権者 or 養育代理人の意向等同様。*里親制度に関するケースについては里親委託先の家庭状況等資料の提供を望む。（里親から乳児院の資料は来ない為）*入所の際、保護者の同意が得られたのか、得られなかった場合はその理由など。*親の育ってきた状況（詳しくわかった方が家庭復帰に向けての判断などできる）*発達状況などの生育歴。*入所後に祖父母が登場し、話をややこしくされる場合があり、入所前に祖父母の対応をしておいてもらいたい。そして経過報告と今後の対応方針について知らせて頂きたい。*保護者の施設に対してのイメージや考え方。

・子どもの援助方針、計画について

*措置されるまでの経緯が解らないものがある。例えば、保健婦さん、その他の方々の関わりやその後入所後の方針など行政的立場でお考えを聞かせてもらっておけば施設側として同じ方向に沿って養育計

画、方針がたてられると思う。＊援助方針に関しては、事前協議が出来ればあった方が良くと思う。＊入所期間の見通し、今後の方針（子どもについて、家族について）＊家族との関わり方（面会の可否、外出・外泊の可否連絡状況等）＊特に里親委託の場合、里親の都合が優先しがちだが、子どもの最善の利益からも十分な採用方針を立て、情報公開して欲しい。＊保護者が入所後の具体的な目標を持っている

問2 乳児院入所前の見学を受け入れたことがありますか？

- | | |
|---------------|-----|
| ①頻繁に受け入れている | 14件 |
| ②数回受け入れたことがある | 38件 |
| ③ほとんどない | 4件 |
| ④まったくない | 0件 |

問3 乳児院入所に際して養育者の事前の見学・訪問などは実施したほうがよいとお考えですか？

- | | |
|----------------|-----|
| ①是非実施するべきだ | 13件 |
| ②できれば実施したほうがよい | 33件 |
| ③どちらともいえない | 10件 |
| ④必要がない | 1件 |

問4 乳児院入所に関して養育者との確認はどのような内容で必要だとお考えですか？（複数回答可）

- | | |
|--------------|-----|
| ①入所の意思確認 | 30件 |
| ②今後の支援内容 | 47件 |
| ③施設利用に関するきまり | 46件 |
| ④その他 | 10件 |

<その他の内容>

・連絡先、面会等について

＊連絡先（24時間可能な）養育者が所在不明になることが困る。＊面会を頻回にしてほしい。＊家庭との連絡調整。（預けっぱなしで面会皆無の数人いる。連絡先等）＊乳児院と養育者相互の緊急連絡先と特に変更のあった場合は、すぐに連絡必要。＊面会・外泊に関して。＊子どもの尊厳、養育者の尊厳を守るために養育者以外の者（親族等）から、子どもの情報や養育者の情報提供の問い合わせに応じて良いか悪いか（面接を含む）の確認。＊定期的な面会及び連絡先の確認。＊緊急時・非常時の対応と連絡。＊苦情の受付と解決方法。＊なかなか親と連絡がとれない中で子どもたちの個人目標や発達段階をできる限り、親に知らせ、安心を得るべきだ。＊家族の養育方針。

・病気の時の対応について。

＊定期通院を要する親の同行。＊予防接種等に関して、十分な説明と適宜実施する同意書をいただく上で必要だと考えている。＊入所に関わる子どもの身体的・心理的な変化に対する理解。＊病気・けがの場合の対応。＊予防接種・健康診断を含む健康管理。＊障害児（虐待後も含む）に関しては、保護者に

障害・健康状態について、理解度を確認したい。(例)・入所時紹介状付きのＣＰの児として受け入れたが、保護者が何の認識もなかった。＊てんかんで与薬投与を行っているが、薬でコントロールしている状態なのに治っていると認識されていた。＊集団保育のため感染症に感染しやすくなること。＊病気発症の場合の当院として対応の仕方。＊病気で入院したとき、付き添って頂きたい。

・入所前の施設の説明、家族との調整について。

＊施設への苦情申し立てシステムの説明＊入所時に家族や関係者から経過を聞く。(生活状況も含めて)
＊入所までの健康状態及び発達状態について。＊子どもが安心して生活していけるようにするため、環境が変わったことでの配慮をしていきたい。＊きになること、入所することで心配なことなど。＊養育者が乳児院入所の理由に変更があった場合の連絡を要す事や機関として施設としての内容を納得してあるか。＊困ったこと悩んでいること等、気軽に相談して欲しい。＊育児についての相談。(外泊時での対応について)＊退所後の養育の意思。＊家族の養育方針。

問５ 乳児院入所に関して児童相談所に期待するのはどのようなことですか？

・入所時について。

＊児童虐待以外で入所措置が当然必要な児童にもかかわらず、必要な書類が整っていない、児童相談所内での措置決定会議が出来てない等の理由で、一時保護委託制度を利用し、安い一時保護費で施設への負担を長時間かけないようにしてほしい。＊家庭構成等の資料提出が多いので緩和が必要では。＊児童票を早急に送る。出来れば入所時、遅くとも３～４日以内に送付してほしい。＊入所時の家庭の実態を児童福祉司の個人判断にならぬよう、役所の福祉係・保健係・民生委員等とも事前の十分な打ち合わせをしてほしい。＊緊急入所時の意思疎通。＊子ども及び家族についての情報を早めに知らせてほしい。
＊すでに家族の面会を考慮して施設を考慮して施設を決定しておられるが、中には児童福祉司の好みによって決定されることもある。当然処遇の良い所を選ぶのは良い。しかし、他に理由がある場合も感じられる。＊緊急入所時における的確な情報の提供。＊職員が転勤でかわるため乳児院の内容を理解してない方もいるので、もう少し長いサイクルでの移動になったら良いのでは。＊入所相談の受付を、例えば乳児院に来院したり、病院入院の場合はそちらに出向くなど柔軟に対応してほしい。＊入所理由の幅を広げた解釈(例えばケースによっては通所ケースの受け入れなど)をしてほしい。＊入所前、活用資源をも含めて入所後も面会、外泊などが定期的に行えるよう児童相談所からの指導を促す。＊短期間で措置変更がないよう事前調査を十分にしたいこと。＊親と連絡をとれない等で一時保護が長期になることがある。措置変更を弾力的にできないか。＊入所時の援助方針の確立及び家庭状況の変化による見直し。＊２歳近くになった時の家庭支援相談員との協議の数を増やしていき、引取りか措置変更かの決定の判断基準についての考え方。＊一時委託よりも５６年４月厚生省通達による短期入所施策の活用を望みたい。

・入所後の施設・家族への指導、児童の援助方針について。

＊入所後の援助方針。援助方針に添った養育者を含めた養育計画がたてられる。＊施設より家族情報に対して又依頼に対して速やかに対応し、その事に報告して頂きたい。＊家族や家庭状況の変化があれば、

乳児院にもすぐ連絡してほしい。＊入所後も家庭への訪問を行って頂きたい。連絡会議を行いたい。＊養護相談（特に乳幼児）にもっと目を向けてほしい。＊施設に入所すれば、全て児相の任務終了という姿勢ではなく、常に緊密な連携を保ちながら入所時を対処するという、意識の確立が児相・施設双方に求められる。＊家庭指導。（家庭と児との愛着関係と養育意欲の形成を取り入れた指導）＊入所児の家庭復帰（里親委託）への援助。＊入所後の家庭状況。＊入所児の面会にて発育状態チェック。＊施設の実情を理解していただきたい。ケースの方針を協議し、子どものためにできるだけのことをしたい。＊入所後も保護者と接触を保ち、養育に関する情報を公開し、定期的に来院して乳児の事例について、合同検討会議等を行い相互の連絡を十分に図ること。＊随時家族と連絡・面談を実施し、その状況の情報提供を現在以上に行なって欲しい。（担当者により、情報提供の差異がある）＊必要な指導（カウンセリング・養育指導）を積極的に行なって欲しい。またその情報提供を行って欲しい。＊措置変更後の児童に関する情報提供。＊入所後、養育者との密な連絡。＊子どもを入所させた後も、定期的な訪問をして頂きたい。＊もっと家庭訪問を積極的に行って頂きたい。＊特に問題のない児童、保護者に関しては放ったらかしに状態になるため半年毎くらいにケースカンファレンスを実施してもらいたい。＊担当者定期的に子どもの様子を見に来てほしい。（月に1～2回程度）＊入所した子ども達の様子を見に来てほしい。＊法的介入後の親子関係の福祉的援助。＊入所時に入所後のフォローも含めた援助計画を頂きたい。＊親への指導計画について。＊保護者が措置に関し十分な理解をし、今抱える問題の解決に向け、自助努力していくような積極的な意味での施設利用と意識されるような高度なケースワーク。

・医療的なニードへのケアについて

＊病虚弱児について、乳児院に入所させることが児童にとって良いものかどうか、児相は考えるべきだと思う。乳児院としては医療設備が望まれるが、処遇上点多くかかえている。（障害児も同様です。）＊入所が早くに決定している場合にはなるべく事前に児童要社会診断などを受け取っておきたい。＊乳児院では医療ケアの必要（ハイレベル）な乳児院の受入れが大変多いので医療機関との連携を相談所にしっかり持ってもらいたい。＊児童及び保護者の健康状態の把握。感染症、発達遅滞など入所するまでわからないことがある。＊入所する子どもの入所時健康診断を実施確認してからの入所にしてほしい。＊心理判定をお願いしたい。（正常、遅延に関係なく全ての子どもに対して）＊入所児のそれぞれの背景にもよるが、子どもの健康状態、保護者の疾病・既往症などは緊急入所の場合でも情報が知りたい。どうしても把握できない場合、入所時健康診断に最低血液検査の項目を入れてほしい

・児童相談所の体制、他機関との連携・情報交換について

＊できれば乳児院（児童養護施設）専属の職員の配置がほしい。＊乳児院のことをしっかり伝えてほしい。＊児童記録や方針等の情報交換やケース協議の場が多く持たれることを期待する。＊空きベットの活用を一般の家庭を対象に、定員の割割位を目途に自由契約制の試験的導入。＊ケースバイケースではあるがワーカーによって、考え方・方針を出すスピードに違いがあるので、ある程度の基本ラインがほしい。＊児童を養子縁組候補と決定する場合の手続き上のマニュアルが知りたい。児童によって対応がバラバラの時がある。

《乳児院入所中のことについて》

問6 入所児童で養育者との連絡調整が可能なケースはおよそ何割ですか？

10割	0件
9割	11件
8割	14件
7割	7件
6割	6件
5割	9件
4割	3件
3割	3件
2割	2件
1割	0件

問7 施設側から養育者への連絡はどのような内容で行われますか？（複数回答可）

①子どもの様子に関して	45件
②子どもの援助方針に関する意見交換	25件
③帰省、行事参加などの連絡調整	50件
④特に用事がなくても定期的に	19件
⑤事務的な手続きに関して	42件

<その他の内容>

*退所後の処遇問題。*養子縁組について。*養育者の生活自立支援のため、現状の情報収集や支援についての助言に関して。*入院時（状況と病名）面会のすすめ。*誕生会、運動会、お祭り等年間行事の招待。*当初の措置理由や入所措置予定機関が変更や延長が必要となった場合。*病気・入院・通院等医療関係に問題が生じた場合。*措置変更時期。（家庭取引環境等）*面会・外泊等状況に応じ必要な場合。*1ヵ月以上連絡がないばあいには家庭通信や写真を送付。*文の日、母の日に子どもの写真と状況を記入したカードをおくっている。*予防接種や健康診断に際して。*子どもの定期的な外来受診日の連絡。*保険証の切り換え等。

問8 養育者からの連絡はどのようなことで行われますか？（複数回答可）

①子どもの様子に関して	55件
②帰省・面会依頼、行事参加などの連絡	51件
③養育者自身の悩みなど	36件
④特に用事がなくても定期的に	6件
⑤事務的な手続きに関して	31件

<その他の内容>

*母親の悩み（精神的疾患）の相談事項が多い。*児の今後の問題など。*養育者の家庭内で問題が生

じた場合。(離婚・病気・就職先・住所・電話番号変更) *措置予定期間を経過しても家庭に引き取る事が困難になった場合の、その理由や保護者の状況異常や意向等。*帰省に関するものが多い。*育児ノイローゼ等。

問9 乳児院入所中に児童相談所との連携はどのようなことで必要だとお考えですか？(複数回答可)

- | | |
|---------------|-----|
| ①養育者との連絡調整 | 53件 |
| ②子どもの支援計画に関して | 48件 |
| ③子どもの状況把握 | 51件 |
| ④その他 | |

<その他の内容>

・家族との関係調整に関するもの

*養育者の行方不明の確認。*里親委託に向けての話し合い。*養育者から耳に入ってきた家庭状況、変化のあった場合、今後の方向性など。*乳児の親が死亡したり長期行方不明等で家庭環境調整が困難な場合、親族家庭の取引や里親委託措置の検討を行うが早期の検討と、また審議会の意見を乳児院とも聴取したい。資料を要求。*面会状況報告。(特に問題があるケース)*外泊希望の場合の家庭訪問(外泊の道中についても、衛生面等)が必要だと考える。

・子どもの発達状況、病気、判定などに関するもの

*子どもの発達状況。(特に発達に問題があると思えるケース。*継続的に治療を続けている子どもの病状経過。*保険証の期限切れの処理について。*児童相談所により判定に来院されるが、その時の結果報告と当面している悩みについてアドバイスをしてもらえたらと思う。*退院時期に向けての話し合い。*双方共、より緊密な連携が必要であり、相互理解するという姿勢の樹立が必要。*養護状況連絡表などによる定期的な報告。*特に必要な児の健康状態の確認。*子どもの状況把握について、特に里子に希望されている場合について、月齢の早い段階でそれなりに方向性を決めて取り組みたい。*乳児の入所後も、施設や保護者と接触を保ち、養育に関する報告を受けて、調整・判定・診断を行い、定期的に来院し、合同で事例検討会議を行う等相互の連携を十分に図られたい。*来院と同時に幼児と再会する時間を取り、発育状況等把握することで特別な問題を有する乳児に関しては、職員会議等児童相談所職員が参加する事や保護者と連携を図り、専門的見地から助言・指導を期す。*発達遅延や障害、気になる行動のある子どもに関して判定を受けた場合は、判定員とも直接連携を取っていききたい。

問10 養育者とのかわりでもっとも難しい課題、調整を必要としているのはどのようなことですか？

・養育者が病気等の問題を抱えている、または養育放棄している場合。

*精神疾患の母親の場合、多くの方が自分の養育能力を過信されていて、外出・外泊・引取りの要求が強く、こちらの指導が受け入れられない。*精神疾患の母親が引き取りを急ぐときの調整は難しい。母親と関係する第三者をいかに作り上げていくかがキーポイント。*ネグレクトで精神疾患を持つ養育者の要望、英会話を教えてほしい(母親のことをママ、父親のことをダーリンと日常的に教えてほしい、

英会話のテープをきかせてほしい等の要望) など、精神疾患を持ち合わせた養育者の次々と変わる要望への対応のあり方が課題である。*親権の問題で、親権をどちらがとるか決まるまで母が父に会わせないでほしいなどと言われ、突然に父が施設に来たような場合。(特に外国人のケース)*入所していることを秘密にし、親等が探している場合。*病気になる、必要とあれば入院も決定は施設で行うため、保護者が親としての責任を感じなくなり、他人事のような受け止めをしている。施設では、入所児のことに限っては保護者 1/2、施設 1/2 と考えており、入所時にはしっかり説明をするが保護者は入所児か遠ざかりつつある。*育児ノイローゼの親の対応について。苦慮している。*病的状況がある(例 アルコール中毒者、依存症等)養育者と話し合う場面が出てきた時。*精神的病を持っている親への指導。(約束守れない)*精神障害をもった養育者が多くなってきていることから、こうした養育者との対応が非常に難しい。*精神障害のある親の場合で引き取りと入所を繰り返す場合の子どもへの影響と親としての子どもにかかわることで、病氣回復につなげるという小児科医と精神科医の見解の相違。*将来引き取りを表明しているにも関わらず、面会や連絡の頻度が低いケースが度々見られる。それが、本当の意思なのか体裁を繕っているのか? *養育者が子どもの監視が薄い場合に、連絡しても面会にも来てくれない。*時々行方不明になることがある。*養育者の動向不明、電話連絡も不可能。*子どもを乳児院に預けた後、親の権利・義務放棄ともとれる音信不通。*まず、養育者にとって入所している「児」は一体誰の「児」であるのか自己にとってどのような責務があるのかという基本の基本を教育する場の設定が必要。*養育者との連絡がとりにくくなった時。*親が原因で入所したケースの関わり方。(虐待、精神疾患等)*面会に来院しない親への働きかけ方。*親が自立できず、子どもまで混乱されられること。(生活安定しなくても引き取り希望したりする。)親の行方不明や養育困難、精神医学的治療を要する場合や知的障害等の場合の信頼関係作りと、これに伴う育児不安や生活困難でサポートを要する場合。*家庭に帰せない状況のケース(例えば、虐待が疑われるケースや母親が精神疾患のケース等)へのかかわり。*定職を持たず、住所も転々と変え、何で食べているのか不明な親の健康チェック。(特に性病等)*母親のケア。(医師、親族との連携)*養育者が住所変更・職場変更があっても連絡なく、面会もほとんどない。*保護者が精神疾患等の理由で子どもが入所している際その他機関(主に病院等)との連携がとりにくく、情報収集が出来ず養育者への援助も含めて、難しい課題が多い。*養育上の姿勢や指導に対して、または子どもの心のケアに対して、本人のライフスタイルと価値観で子どもの養育上に必要なことがわかってもらえない。自分で学習・体験していないことは本人が気づかない限り、伝わらない。子どものへの愛情の注ぎ方、遊び方、関わり方など。*特に精神疾患や虐待のケースで保護者の状況把握、関わり方、養育指導の程度のとらえ方と実施。面会・外出・外泊の判断。そして、養育能力・養育能力の判断等。*外泊や外出等が養育者の都合で決められる場合が多く、子どもの体調や気分等への配慮が欠ける点。説得するのが一仕事である。(親の権利意識が強くなり過ぎていている気がする。)*養育者が施設に預けた後、連絡がとれなくなり、届出や諸手続きをしない(住所変更や保険証の切替等)ケースがある。*養育能力及び経済力に欠け、面会のないまたは少ない養育者。*外国人の場合、言葉・生活習慣の違いにより、施設状況を理解されることが難しい。*親権者(離婚したケース)との連絡がとれず、逆に親権をなくした親と連絡がとれるケース。*10代の母親に対しての子どもとのつながりを保つにはどうすればよいのか。*生活能力・経験(保護者自身が施設で育つ)の乏しい保護者*ホームレ

スの保護者。(見通しが立ちにくい)。*養育拒否家庭とのかかわり方。

・虐待ケース

*被虐待児童の保護者で、引取り要求の強い保護者ケース。児童相談所の指導も受け入れられず、虐待の意識が少ない。*虐待ケースで入所している場合、面会・外出・外泊の決定及び引取り時期に等に関する場合。*虐待で入所したケースの保護者は、施設に対して多くの面(事務手続き、児童に関する情報提供)で非協力的。*虐待児への家族との関わり。*虐待児の親に対しての援助。*子どもに虐待する家庭は問題が多いので、具体的な援助と生活の安定化(経済的な困窮、疾病、養育に対する)が必要とされる。心理的な問題の改善を図る必要もある。*虐待のケース等で入所したが、保護者に虐待の認識がなく(されず)家庭復帰をある時期に設定した場合、入所中での養育者との交流に目標が持てず、曖昧になってしまう。入所時に虐待の認識をもってもらい、児童相談所を主として、養育者への助言・支援を施し、子どもの退所に結びつけることが必要だと思う。*虐待の場合どこまで介入してよいか。

・家庭引き取りにむけての調整、親への支援、他機関利用の調整、説明について。

*家庭引き取りに向けて、子どもとの愛着関係を作り上げていく過程。(養育者との連携)*養育者、児童相談所、院との三者面談の進め方を考える。*家庭に引き取ると言いながら引き取らない問題。*外出、外泊、引き取りに関して、困難を判断するが、養育者からの要求が強い時。*当院に措置される乳幼児は病虚弱児や障害児が多いために、措置変更先施設(知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の十分な説明と、継続した医療・療育に関する必要性の認識をしていただくこと)の利用を勧めるための調整。*養育者の納得を得ていない児を入所されている時。*養育者の生活環境が好転しない時の引き取り。*親族、身内と没交流状態。*入所中の面会がないにもかかわらず、家庭引き取りになる場合。*入所児と兄弟に対して虐待等考えられるケース。*子どもの援助方針に関する意見交換及び養育者への支援。

・養育者から施設に対しての過度の要求。

*養育者からの借金の申し出。*夫婦間また祖父母間の問題が持ち込まれ、施設側の対応が困難なケースがある。*両親に離婚問題が発生して、親権を争っているような場合の対応。(例えば、母親が父親側の情報を乳児院から得ようとすることがある。*外出・外泊中止にもかかわらず、強引に連れていきたいと言われる場合。*子どもの健康状態や日課を無視した面会・外泊等の申し出強引な引き取り要求の場合。*暴力的になりやすい保護者。

問11 措置変更決定までの経緯で児童相談所に望むのはどのようなことですか？(複数回答可)

①養育者への経緯の説明と承諾や連絡調整	41件
②措置変更先との連絡調整	42件
③措置変更先決定後の状況報告	29件

<その他の内容>

*親元引き取りの場合、外泊を繰り返して親や子どもの変化を観察出来る期間がほしい。(面会・外泊の少ないケースの場合)施設異動の場合、担当者及び子どもの相互訪問。異動する子どもを理解していただき、子どもも先の担当者に慣れて、不安を最少にしたい。*ケースによっては措置変更前に、児童相

談所・乳児院・措置変更先施設の三者でケースカンファレンスを実施しておきたい。＊措置変更先が受け入れを渋る場合が多いが、児童相談所がもっとしっかり受け入れ支援をしてほしい。＊その児に応じて変更施設への「ならし保育」というものができればと考える。現在は「何日に、～施設変更です」と日時がせまった連絡を受ける。人なれが難しい児に対して、一、二回の施設見学を兼ねて担当職員とその児が訪問し、顔見知り・つながりを持てる配慮を願いたい。＊用紙一枚で期日指定し面会にも来ず、措置変更。（次の施設、里親へ行く。）子どもは相手もわからず、泣き泣き行く。少なくとも子どもの次に行く際の関係者を2～3回程でもいいので、顔見せにくるよう指導していただきたい。＊今迄度々変更先との交流を申し入れたが改善されない。相手先に兄弟がいるなど変更先の予想できるケースは努めて交流し、好結果をもたらしているのだが。＊措置変更の為の判定についてスピードアップして欲しい。判定結果については文書による報告が欲しい。＊児相がよく対応している。乳児院は短期であるだけに密に連携・連絡はとっている。＊乳児院長から措置変更の時期等を見相へ届け、児相所長にて変更決定が行なわれるが、いずれの場合も現に保護をしている施設での親との間の実情を十分聴取し、乳児院長の意見を十分に受理してほしい。＊措置変更決定に関しては、事前に乳児院との協議を行ってほしい。＊措置変更前から本当に大丈夫か心配なケースは、特に家庭訪問、フォローしてはどうか。半年後くらいにでもきちんと報告があるとよいと感じます。＊入所時より措置変更方針が打ち出され、決定するまでの児童相談所内の措置会議等、対応状況の経過報告、情報提供。保護者指導、特に虐待の場合はカウンセリング等治療面での指導を専門家の立場から積極的に実施。＊措置変更先が入所児の誕生日ぎりぎりに決定することも多々あり、準備不足になることがあるので、余裕をもった措置変更先決定を望む。＊措置変更決定は1ヶ月前に決定していただきたい。＊措置変更決定に際し、他機関との連携や社会資源の活用により家庭引取が可能かどうかの十分な検討の上、子どものために最善の方法としての決定があってほしい。＊病児、障害児のケースの場合、措置変更先の状況や児童の状況をしっかり把握し、対応を早めに行なっていただきたい。

問12 措置変更に関して養育者とのかわりでの課題はどのようなことですか？

＜その他の内容＞

＊親元引き取りの場合、外泊を繰り返して親や子どもの変化を観察出来る期間がほしい。（面会・外泊の少ないケースの場合）施設異動の場合、担当者及び子どもの相互訪問。異動する子どもを理解していただき、子どもも先の担当者に慣れて、不安を最少にしたい。＊ケースによっては措置変更前に、児童相談所・乳児院・措置変更先施設の三者でケースカンファレンスを実施しておきたい。＊措置変更先が受け入れを渋る場合が多いが、児童相談所がもっとしっかり受け入れ支援をしてほしい。＊その児に応じて変更施設への「ならし保育」というものができればと考える。現在は「何日に、～施設変更です」と日時がせまった連絡を受ける。人なれが難しい児に対して、一、二回の施設見学を兼ねて担当職員とその児が訪問し、顔見知り・つながりを持てる配慮を願いたい。＊用紙一枚で期日指定し面会にも来ず、措置変更。（次の施設、里親へ行く。）子どもは相手もわからず、泣き泣き行く。少なくとも子どもの次に行く際の関係者を2～3回程でもいいので、顔見せにくるよう指導していただきたい。＊今迄度々変更先との交流を申し入れたが改善されない。相手先に兄弟がいるなど変更先の予想できるケースは努めて

交流し、好結果をもたらしているのだが。＊措置変更の為の判定についてスピードアップして欲しい。判定結果については文書による報告が欲しい。＊児相がよく対応している。乳児院は短期であるだけに密に連携・連絡はとっている。＊乳児院長から措置変更の時期等を見相へ届け、児相所長にて変更決定が行なわれるが、いずれの場合も現に保護をしている施設での親との間の実情を十分聴取し、乳児院長の意見を十分に受理してほしい。＊措置変更決定に関しては、事前に乳児院との協議を行ってほしい。＊措置変更前から本当に大丈夫か心配なケースは、特に家庭訪問、フォローしてはどうか。半年後くらいにでもきちんと報告があるとよいと感じます。＊入所時より措置変更方針が打ち出され、決定するまでの児童相談所内の措置会議等、対応状況の経過報告、情報提供。保護者指導、特に虐待の場合はカウンセリング等治療面での指導を専門家の立場から積極的に実施。＊措置変更先が入所児の誕生日ぎりぎりに決定することも多々あり、準備不足になることがあるので、余裕をもった措置変更先決定を望む。＊措置変更決定は１ヶ月前に決定していただきたい。＊措置変更決定に際し、他機関との連携や社会資源の活用により家庭引取が可能かどうかの十分な検討の上、子どものために最善の方法としての決定があってほしい。＊病児、障害児のケースの場合、措置変更先の状況や児童の状況をしっかり把握し、対応を早めに行なっていただきたい

問 1 3 措置変更先との事前連絡はどのようなことで行われるべきであるとお考えですか？（複数回答可）

- | | |
|-----------------|-------|
| ①子どもの性格や課題に関して | 5 5 件 |
| ②家族の状況把握・調整に関して | 4 3 件 |
| ③特に必要ではない | 1 件 |

＊親元引取でも、施設移動でも子どもにとって環境の変化は大きな不安につながる。子どもの不安を軽減するために、措置変更の前には児相、家庭、施設が協力して子どもを中心に考えた何らかの方法をとるべきだと思う。＊施設間の措置変更であれば、2, 3 回、子どもも変更先の施設を訪問すると良い。家庭復帰でも長期（6 ヶ月以上）施設で生活した子どもは親とのコミュニケーションが出来てから帰すのが良いと思う。＊家庭引取についての価値観の統一、変更先で急に親への対応が変わり、親の見通しとの調整がズレない様にする事。＊在院記録、医療的資料等文書にて連絡をしている。＊健康状況、発達状況などの生育歴。＊既往症のある子どもの場合、継続治療と保健指導に関して連絡を密に取りたい。＊子どもの継続治療を要することに関して。＊変更先から職員訪問する等、積極的にそのような機会を作ればよいと思う。＊乳児院と違う施設のあり方を家族には説明しているが、逆に措置変更先には家族の心理を考えて対応して下さるようにとの希望がある。＊移動前の性格、好み、行動、体質、疾病についての経過など。＊子どもの慢性疾患、偏食、健康状況、職員との対人関係等、発達面や情緒面の現状、子どもの判定結果内容。＊現在、措置変更の時での事前連絡に使われる書類が各乳児院によって異なっている。様式を統一してゆく必要があると考える。受ける児童養護施設等は困っていることもある様子。＊援助方針の継続。＊現在の所、乳児院から児童養護施設への措置変更の場合、十分な連携が取

れているとはいいがたい。入所前の立場からは慣らし保育的事業の導入が望まれる。

問14 措置変更後、措置変更先との連携、連絡調整は行っていますか？

- | | |
|---------------|-----|
| ①頻繁におこなっている | 8件 |
| ②数回おこなったことがある | 28件 |
| ③ほとんどおこなっていない | 16件 |
| ④まったくおこなっていない | 3件 |

問15 措置変更に関しての課題や改善点などのご意見をご記入ください。

・措置変更の時期について。

*年齢・月齢にとらわれる事無く、子どもと受け入れ側の信頼関係が十分整ってから、措置変更をすべき。満2歳になったから措置変更するのではなく、子どもの心身社会性発達に応じて乳児院で保護しなくても自立出来る様になった時に、措置変更すべき。措置変更先も家族や乳児院が選べるとまだ良いのではないか。*平成10年度以後、2歳以内にという年齢のみで児童の発達の保証を考えずに措置変更を事務的に行なうようになっている。発達年齢で措置変更と措置費を考えて欲しい。*そう遠くない時期に引取が見こまれるケースであっても、「満令」であるとして、措置変更がなされるケースがあり、措置権者の遵法精神の高さを感じる。充足率の低さもあって、乳児院側の意見が引き伸ばし策としかとってもらえてないようだ。*従前から検討されているが、現行の2才児までという年齢制限を、児の心理がある程度確立する少なくとも3才児程度まで延長すべきであること。最近、虐待児の入所の増加を考慮し措置費内容を見直し検討すべきである。虐待児の入所の増加は経営面、特に人件費を圧迫している。現行の措置制度の存続時期の展望を明確にすべき。*措置変更の年月日の決定を早めにしてもらえれば、措置変更先との連携、連絡調整が十分に出来る。*措置変更の施設及び、日時が早い時点で決まっていれば、措置変更前に子どもと訪問させていただき、施設及び職員等の馴染みを作っておく。また、受け入れていただける施設から訪問を受け、子どもの日常をみていただけるのもいいかと思う。

*現在、養護施設における幼児枠は少なく、乳児院から養護施設への措置変更が難しくなっており、長時間待つケースが目立っている。改善を望む。*親元引取の場合、引取後も乳児院との関係がつながるケースが多い（相談・成長の報告、幼稚園就学の報告など）。施設変更の場合、異動する施設がなかなか決まらず、異動日の数日前に連絡がくることもある。養護施設によっては措置異動前、後の相互訪問を受け入れてもらえないところもある。子どもが生活能力だけでのみ、判断されないように子どもが関わる大人が、個々の子どもを理解し、健やかに育つような努力や協力が必要。*乳児院入所の時点で変更先まで決定していただきたい。乳児院とは乳幼児との愛着を誰かにバトンタッチしなければならない。里親に関してもケースバイケースであるが、愛着、関係を作るまで数ヶ月かかることを頭においた処遇方針を出していただきたい。乳幼児を中心に考えた場合に、児相での相談件数と乳幼児の現状とは必ずしもマッチしていないと思われる。そこまでの支援プログラムを児相でも検討しちえいただきたい。*子どもの生活月齢、身体発育、疾病状況による判断のみならず、心の発達も視野に入れた措置決定を望みたい。*急に決定する場合があるので、少し余裕がほしい。発達遅滞等で延長が認められるようにな

ったので、措置変更後は子どもがスムーズに変更先になじむようになったように思う。*措置変更の際
しての子どもへの精神的な弊害を考える時に現在の2才という年齢設定に疑問を持っている。精神発達
等から考えると、愛着形成や集団生活への順応からみると、2歳半から3歳位を目処に措置変更の時期
を検討してほしい。*家庭引き取りの場合、環境等の改善に問題が多いのでやむを得ないと思うが、引
取までの経過が長い。家庭環境の調整、養育者への指導等速やかに、また積極的に十分に実施され、適
切な時期に措置変更されるべきである。養護施設等への変更の場合、2歳になったから、3歳に近づい
たからとか急に変更が決定されることもしばしばあるので、余裕を持って調整して欲しいし、準備段階
を十分に持って欲しい。*早期家庭復帰の見こみがある子どもには、養育の一貫性（ケアの連続性）の
観点から3歳児位までの措置延長の弾力的運用を今以上に考えてもらいたい。「子どもの最善の利益」と
いう観点からは2歳で機械的に措置変更（特に施設から施設へ）は子どもに非常に強いトラウマを与え
かねない。担当保育者が事前に措置変更先の施設に対象児と事前に出かけ、心の準備をすることは是非
必要と思われる。*措置変更にあたっては、慣らし保育を実施しているので、早めに（1ヶ月位前には）
連絡調整をいただきたい

・変更先施設、児童相談所の体制について

*児童養護施設の幼児さんへの職員配置が低過ぎるのではないかな。どの施設も一生懸命やっているとは好
意は持つが、安心して託しきれない思いも持つ。*県の方針、また長い間の習慣で変えられないものがある。
施設側から願っても、「今までやったことがない」などの返事しかもらえず、職員の意欲を失うこと
がある。児童相談所の苦勞も聞かせてもらい、互に見通しのよいものにしておくことが協力のひと
つと考える。*定員に余裕がある場合は、ゆっくりと子どもの発達状況に合わせて措置変更が行なわれ
るが、満杯状態になると余裕を持たずに早めに行なわれる傾向があり、不安である。*知的・身体的障
害を抱えた児童の専門的指導をしていただく施設が少ない。定員による問題で入所待ちをさせられる。
障害者施設の増設、定員枠増。病虚弱児の施設が欲しい。*家庭引取、里親さん宅への家庭訪問をした
い。*措置変更後、子どものニーズに応じて、保育者の面会、交流が必要だったら認めてほしい。*年
齢超過による措置変更については、子どもの生活環境の変化や長年親しんだ保育者との関係を考えると
疑問である為、乳児院での措置可能年齢をせめて4才までに延長していただきたい。*里親委託の場合、
児童相談所の担当管内での委託に限定せず、県外も含めた委託先の検討が必要ではないだろうか。*措
置変更後の乳児院当時の担当職員との関係をどうするのか。例えば完全に関係を絶ち、今の施設での生
活に重点をおいていくのか。ボランティアとして今後も関係付けしていくのか。*年齢超過児の報告を
こちらからいれないと、全く動いてくれない。子どもの心理判定の結果だけで、担当福祉司が子どもの
現在の状況も直接見に来ないで、措置変更先を決定する。子どもの特性から考えると、措置変更先はど
こでもよいわけではない。空きがあったから、その施設に入れるような措置のやり方が目立つ。児童相
談所の処遇方針が短期、長期共に見えず、そのため援助しにくいことが多い。*生活が変わる入所児の
心情を配慮した方法、取り組みが望まれる。*養育者が思って話していることと、児童相談所が考えて
いることが違っている。話を聞くだけで、どのように援助すべきか分からない。里親さんとの話、もっ
と児童相談所と密に連絡を取り合っていきたい。

・他機関、養育者との連携、児童との関係作りについて